

固定資産税のお知らせ

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

固定資産税(家屋)の減額措置

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、令和4年1月1日～12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和5年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和5年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和5年度分が3分の2、令和6年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかの方が居住されている住宅のうち、令和4年1月1日～12月31日に工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

廊下の拡幅、手すりの設置、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸への取り替え、トイレの改良、床の滑り止め化

減額される額 令和5年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成26年4月1日以前に建築され、令和4年1月1日～12月31日に、改修工事に要する費用(補助金等を除く自己負担分)が60万円を超える改修工事であること

もしくは断熱改修に係る工事費が50万円超、かつ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える改修工事であること

対象工事

- ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和5年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和5年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくは問い合わせ先へ。

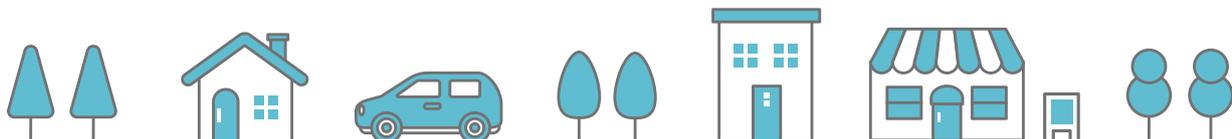
※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けられません。

お知らせください家屋の取り壊しや新增築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和4年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。



年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

現在、市・県民税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知していますので、ご確認ください。

対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金など ※遺族年金・障害年金は対象ではありません。

特別徴収(天引き)が中止となる場合

次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・介護保険料が特別徴収されなくなった方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となった方など)

事業者向けインボイス制度説明会のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、**インボイス制度説明会を開催します**ので、是非ご参加ください。

開催日

令和4年10月21日(金)
11月15日(火)
12月6日(火)
令和5年1月13日(金)

開催内容

○午前10時～11時
インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について
○午後2時～3時30分
上記に加え、**消費税の基本的な仕組み等**について

※定員 各日程各時刻につき20人(先着)

インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳細はこちらをご覧ください。



場所・申込・問合せ

良王町2丁目31-1 津島税務署別館2階大会議室
☎26-2161 内線612 法人課税第一部門

- 会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に問い合わせ先へお申し込みください。
- 税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合があります。

津島税務署

介護保険料のご案内

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

介護保険料特別徴収(年金天引)

10月から本算定による特別徴収が始まります。

8月に年間の保険料額が確定し、送付した納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書のとおり、10月・12月・2月の年金から天引きされます。

対象となる方

令和4年8月の介護保険料を特別徴収されている方

新たに対象となる方

令和4年4月1日現在で65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給されていて、8月までに特別徴収になっていない方

これから65歳の誕生日を迎える皆さんへ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。



児童書



『きみもできるか!?
天才科学者からの挑戦状』
マイク パーフィールド 作 絵
岡フリオ朋子 訳
ポプラ社

様々な分野の科学者たちのエピソードと、その科学者が行なったものと似た実験を挑戦状として紹介しています。

米村でんじろうサイエンスプロダクションによる編集協力のもと、細かな注意書きや実験のポイントが加えられ、身近にある物を使った40以上の実験で、科学の知識を楽しく学ぶことができます。

『小学生のためのはじめての「クラシック音楽」』
『子どもとクラシック音楽』研究会 作 メイツユニバーサルコンテンツ

『きょうは選挙の日』
塚本やすし 作 汐文社

[10月の休館日]
25日(火)

※毎月第4火曜日は、館内整理のため、分室(生涯学習センター、神島田公民館)もお休みします。
ご自宅から図書館ホームページで蔵書検索ができますので、ご利用ください。
津島駅構内(切符売場前)に「図書返却ポスト」を設置していますので、ご利用ください。

一般書



『沖縄美ら海水族館はなぜ役に立たない研究をするのか?』
佐藤圭一 ほか著
産業編集センター

2021年に出版された『寝てもサメでも深層サメ学』。この本で沖縄美ら海水族館が研究施設を兼ねていることを知り、驚いた人もいたでしょう。

沖縄美ら海水族館で、どんな過程を経てサメ研究者となった彼らが、一見すると社会の役に立たない研究になぜ情熱を注いでいるのか…気になりませんか?

世界から注目されている沖縄美ら海水族館の知られざる日常と非日常を知ることができる1冊です。

『大家族ごはん』
Mako 著 成美堂出版

『レックスが囚われた過去に』
アビゲイルティーン 著 国弘喜美代 訳 早川書房

第61回青少年によい本をすすめる県民運動強調月間

「育てよう 豊かな心 読書から」

問合 県青少年育成県民会議事務局 ☎052-954-6175

県では、読書を通じて豊かな心を育み、青少年の健全育成を図るため読書感想文・感想画を募集します。

申込 はがきに応募者の住所、氏名、学校名・学年、または職業、年齢を明記の上、本の作品名、簡単な感想文・感想画を記入して下記へ(11月4日(金)必着)。

申込先 〒460-8501 愛知県庁内愛知県青少年育成県民会議事務局「読書感想文・感想画」係

※選考により、書店商業組合から全国共通図書カードまたは児童図書をお贈りします。

主催 県青少年育成県民会議

募集・推薦図書

幼児向け	小学校低学年向け
パンどろぼう	すてきなひとりぼっち
ねこはるすばん	とどけ、サルハシ!
ふらいぱんじいさん	しらすどん
小学校中学年向け	小学校高学年向け
サイコーの通知表	二平方メートルの世界で
登り続ける、ということ。山を登る 学校を建てる 災害とたたかう	ぼくたちの緑の星
トラブル旅行社(トラベル)砂漠のフルーツ狩りツアー	知ってる?LGBTの友だち マングレインボーkids
中学生・高校生向け	青年向け
海をわたった母子手帳 かけがえのない命をまもるパスポート	お探し物は図書室まで
エレジーは流れない	桃太郎のきびだんごは経費で落ちるのか?
ドリーム・プロジェクト	

10月は愛知県男女共同参画月間

誰もが活躍できる社会を目指して!

愛知県では、毎年10月を男女共同参画月間と定めています。この機会にパネルを展示しますので、ぜひご覧ください。

パネル展示 「男女共同参画のキホン」

期間 10月4日(火)~27日(木)(閉庁日は除く)

午前8時30分~午後5時15分

※ただし、最終日は午後3時まで

場所 市役所1階ロビー

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

10月は食品ロス削減月間

捨てられる食品を救おう!

食品ロスとは

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」といい、日本では令和2年度に年間約522万トン、家庭からは約半分の247万トンの食品ロスが発生しています(農林水産省・環境省令和2年度推計)。

これは日本人1人あたりに換算すると毎日お茶碗約1杯分の食品を捨てている計算となり、私たち1人ひとりが食べものを無駄なく大切に食べることが必要です。

買い物時のポイント!

次のポイントを意識して、食品ロスを発生させない買い物をしましょう。

①**買い物前に食材をチェック**

メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買い物時の参考にします。

②**食べられる量だけ買う**

必要な分だけ買って食べ切る。

③**期限表示を確認する**

利用予定と照らし、期限表示を確認する。すぐに使う予定の食材は、棚の手前から取ることも食品ロスを防ぎます!

問合せ 産業振興課商工G ☎55-9663



10月は里親月間

子どもたちに愛情を!

里親とは、様々な事情により自分の家庭で暮らせなくなった子どもを迎え入れて養育する方のことです。

愛知県では、里親になってくださる方を募集しています。詳しくは下記へ。

問合せ・相談先

愛知県海部児童・障害者相談センター

☎25-8118

秋の安全な

まちづくり県民運動

10月11日(火)~20日(木)

スローガン(3N運動)

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない

秋は、暑さも和らぎ、外出しやすい気候となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、家で過ごす方が多くなると考えられます。ゴミ捨てなど短時間の外出のほか、在宅時であっても、侵入盗被害に遭わないように確実に戸締まりをするとともに、窓やドアはツーロック以上にしましょう。また、秋が深まり日没時間が早まると、下校や帰宅の時間帯が暗くなり、子どもや女性が犯罪被害に遭う機会が増えます。日ごろから防犯ブザー等により、しっかりとした防犯対策をしましょう。

運動の重点

- ・ 特殊詐欺の被害防止
- ・ 侵入盗の防止
- ・ 自動車盗の防止
- ・ 子どもと女性の犯罪被害防止

問合せ 市民協働課市民協働G ☎55-9298



行政相談週間

10月17日(月)~23日(日)

総務省では、国が行っている仕事について、皆さんから苦情や意見・要望等をお受けする「行政相談」を無料で行っています。

一日合同行政・法律相談所

日時 10月26日(水)

午前10時~午後3時(受付は午後2時30分まで)

場所 ナディアパーク3階デザインホール(名古屋市中区)

問合せ 総務省中部管区行政評価局 ☎052-972-7415

放置自転車

クリーンキャンペーン

11月1日(火)~30日(水)

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

11月に、放置自転車の撤去を行います。

市では、市営自転車駐車場等に放置されている自転車の調査を行い、一定期間経過後も放置されている自転車について、撤去・移動保管を行い、約6カ月の保管期間経過後に処分します。

自転車の路上放置は、歩行者の通行を妨げ、交通事故の要因になるほか、救急車や消防車等の緊急車両の活動の障害にもなります。

目的地から少し離れていても自転車駐車場を利用し、1人ひとりの心がけで良好な都市環境の確保を図りましょう。

自転車利用のルール

- ・ 自転車は、防犯登録をしましょう。
- ・ 交通ルールを守り、安全運転をしましょう。

問合せ 市民協働課市民協働G ☎55-9298

10月は「クリーン排水推進月間」 および「浄化槽強調月間」です

家庭から出る生活排水は、川や海を汚す主な原因となっています。生活排水の発生量を減らすことや、浄化槽等で適切に処理することで、持続可能な水利用にご協力ください。

生活雑排水の汚れを減らすには

家庭の台所や洗濯、風呂等から出る排水(生活雑排水)について、次の取り組みを実践しましょう。

台所

- ・食材は必要な分だけ購入し、無駄なく食べきることで、食べ残し・飲み残しを減らす。
- ・流し台の三角コーナーや排水口に水切りネット等を取り付け、調理くずを流さないようにする。
- ・お米のとぎ汁は、床掃除や家庭菜園の肥料として用いる。
- ・使用済み油は、新聞紙等に吸わせるか、凝固剤で固めるか、鹿伏免最終処分場に搬入する。

洗濯、風呂

- ・洗濯洗剤やシャンプー等は適量を使う。

生活排水を適切に処理するには

単独処理浄化槽は、トイレから出る排水(し尿)のみを処理するため、合併処理浄化槽に比べて、約8倍の量の汚れが排出されてしまいます。

市では、汲み取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を行っています。市ホームページで確認の上、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換および下水道への接続をご検討ください。



浄化槽を正しく管理しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理するため、水環境の保全に大きく貢献しています。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能は発揮されません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、清掃・保守点検・法定検査を行う義務を課しています。

管理内容	実施内容	実施業者または機関	連絡先	実施回数
清掃	浄化槽にたまった汚泥の汲み取り	エコ環境(株) (有)大政 尾西清掃(株) (有)吉川清掃社	☎0120-222-652 ☎25-7374 ☎26-2908 ☎26-4918	年1回以上
保守点検	浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検	愛知県知事の登録を受けた業者	海部県民事務所 環境保全課 ☎24-2111 市生活環境課環境保全G ☎55-9368	浄化槽の型式に応じて定められた回数(下表)
法定検査	浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など	(一社)愛知県浄化槽協会	☎052-481-7160	年1回

処理方式		回数
合併	分離接触ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 (20人槽以下)	
単独	全ばっ気方式 (20人槽以下)	3か月に1回以上
	分離ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6か月に1回以上



問合 海部県民事務所環境保全課 ☎24-2111
市生活環境課環境保全G ☎55-9368

10月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	7日、11月4日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	6、13、20、27日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
弁護士相談(要予約)	4、18日、11月1日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	14日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	4、18、25日、11月1日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	5、12、19、26日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会・愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	20日 午前10時～午後3時	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	11日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	5日、11月2日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	7、13、18日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	20日 午前10時30分～正午	東地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	5、6、12、13、19、20、26、27日、11月2日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数	60,740人(-30)
	男	29,964人(+2)
	女	30,776人(-32)
	世帯数	27,045世帯(+5)
	9月1日現在、()内は前月比	
市内の交通事故・ 犯罪 [7月]	事故発生件数	13件(82件)
	うち死亡者	1人(1人)
	犯罪発生件数	21件(182件)
	()内は令和4年中の累計	
市内の火災	7月	2件(9件)
	()内は令和4年中の累計	
救急車の 出動回数	7月	307件(1,863件)
	()内は令和4年中の累計	

今月の市税や料金など 納期限 令和4年10月31日(月)

市民税・県民税…第3期 国民健康保険税…第6期 介護保険料…第7期
市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…10月分
後期高齢者医療保険料…第4期 下水道事業受益者負担金…第2期

市税の今後の納期

	11月	12月	1月
市民税・県民税	—	—	第4期
固定資産税・都市計画税	—	第3期	—
国民健康保険税	第7期	第8期	第9期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)